

平成29年（2017年）12月11日

業者登録申請における「解体工事」の取扱いについて

建設業法の改正により、平成28年6月1日から建設業許可に係る業種区分として「解体工事業」が新設され、本市では、平成29年4月1日より、建設工事の業種に「解体工事」を追加しました。

平成30年1月に実施する姫路市業者登録申請における「解体工事」の取扱いについては、下記のとおりとします。なお、詳細については「申請の手引き」でご確認ください。

記

1 「解体工事」に登録申請を行うことができる建設業許可の要件

次の（１）（２）のいずれかに該当する方

- （１）とび・土工工事業の建設業許可を受けており、平成30年4月1日において、当該許可の取得期間が継続して2年を経過している者で、かつ、改正法の解体工事業に該当する業を営んでいる者
- （２）解体工事業の建設業許可を受けている者で、平成30年4月1日においてとび・土工工事業の建設業許可と解体工事業の建設業許可の通算取得期間が継続して2年を経過している者

2 「解体工事」に係る経審結果通知書等の取扱い

総合評定値、完成工事高、技術者数ともに「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の値を使用します。また、申請書No.3の「直前1年度決算額（基準決算）」の欄については、経営事項審査の工事種類別完成工事高の「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の値を記載してください。

3 「解体工事」に係る直近の経営事項審査における審査対象事業年度の工事経歴について

経営事項審査の工事種類別完成工事高の表により解体工事に係る審査対象事業年度の完成工事高が確認できない場合は、工事経歴書により判断します。この場合、当該工事の内容が分かる書類の提出を求めることがあります。

4 「解体工事」の技術者について

法改正までにとび・土工工事業の技術者であった者は、解体工事業の技術者として認めます。

5 今後の方針（予定）

平成31年1月実施予定の格付け申請・追加受付申請より、「解体工事」の格付（登録）のためには、**解体工事業の建設業許可を取得し、解体工事業について経営事項審査を受けている**ことを必要とします。

[担当]

契約課 工事・委託契約担当

電話 079-221-2236